

大分県報

令和三年
第二六二号
十一月二十四日

(水曜日)

目次

告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………一
- 生活保護法等による指定施術者の所在地の変更……………二
- 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出(二件)……………二
- 土地改良区の定款変更認可……………三
- 道路区域の変更……………三
- 道路の供用開始……………四
- 公 告……………四
- 土地改良区の役員の就退任……………四

○告示

大分県告示第六百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和三年十一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
医療法人A K C			

令和三年十一月二十四日

大分県報(告示)

一

秋本こどもクリニック	医療法人A K C	中津市大字大貞字辛無三七一一五	令三・一〇・一
加納医院	加納 俊 祐	津久見市中央町三番一四号	令三・一〇・一
ワタナベ薬局豊陽店	株式会社ワタナベ	中津市大字上宮永一三〇番地二	令三・九・一
駅前調剤薬局	株式会社サニーブレイス	佐伯市駅前二丁目五番一〇号	令三・一〇・一
むすび訪問看護ステーション	合同会社ほーむ	杵築市大字杵築六六五番地六二三 シーサイドタウンSEN D二〇	令三・八・一
そうごう薬局臼杵コスモス店	総合メディカル株式会社	臼杵市大字江無田一一〇九一一	令三・一一・一
ゑびす家薬局	有限会社モリミツ薬局	国東市国東町富来浦一七八八一	令三・一一・一
有限会社院内町薬局	有限会社院内町薬局	宇佐市内町大副四八三一	令三・一一・一

大分県告示第六百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和三年十一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
加納医院	加納 通 人	津久見市中央町三番一四号	令三・九・三〇

駅前調剤薬局	有限会社田中薬局	佐伯市駅前二丁目五番一〇号	令三・九・三〇
天ヶ瀬薬局	樋口 巧	日田市天瀬町湯山一八六一二	令三・七・二八

大分県告示第六百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の施術者から施術所の所在地の変更があった旨届出があった。

令和三年十一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名	施術所の名称	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
里見 直樹	さとみ整骨院	豊後高田市界六三三番地二	豊後高田市是永町五一四	令三・一〇・一

大分県告示第六百五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年十一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 届出の概要
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス森町バイパス店
 - 大分市大字森町字外園通五百二十二番 外

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英 昭

福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目十番一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 宇野 正 晃

変更後 代表取締役 横山 英 昭

(二) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称)ドラッグコスモス森町バイパス店

変更後 ドラッグコスモス森町バイパス店

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

令和三年八月二十四日

(二) 大規模小売店舗の名称

平成二十九年六月四日

二 届出年月日

令和三年十月十三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年十一月二十四日から令和四年三月二十四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年三月二十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年十一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス森町バイパス店

大分市大字森町字外園通五百二十二番 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社コスモス薬品

代表取締役 横 山 英 昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

変更前 駐輪場No.一 建物敷地南側 八台

駐輪場No.二 建物南側 十六台

駐輪場No.三 建物敷地東側 七台

駐輪場No.四 建物敷地東側 八台

合計 三十九台

変更後 駐輪場No.一 建物敷地南側 十二台

駐輪場No.二 建物南側 二十台

駐輪場No.三 建物敷地東側 七台

合計 三十九台

(二) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時

変更後 午前九時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後十時三十分まで

変更後 午前八時三十分から午後十時三十分まで

4 変更する年月日

令和三年十一月一日

二届出年月日

令和三年十月十三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年十一月二十四日から令和四年三月二十四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年三月二十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和三年十一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

竹田市土地改良区

竹田市

令三・一一・一〇

大分県告示第六百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年十一月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十四日

大分県報(告示・公告)

四

令和三年十一月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更	敷地の幅員	延長
		前後別		
県道色宮港木立線	佐伯市大字木立字竹ノ鼻六一七三番二から 佐伯市大字木立字須留木五九一六番一 一―地先まで	後	前	
		一七・四 〽 一三・一	二二・八 〽 一三・一	三九・二
			メートル	メートル

大分県告示第六百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道色宮港木立線	佐伯市大字木立字新銅五九二三番一九から 佐伯市大字木立字竹ノ鼻六一七三番二まで	令三・一一・二四

○公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、長谷緒土地改良区(豊後大野市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年十一月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

(退任役員)

役員	氏名	住	(就任役員)	役員	氏名	住
理事	佐保基春	豊後大野市緒方町下自在八五三番地二八		理事		